

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和57年4月から58年1月まで
③ 昭和58年3月
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、私の母親が免除申請を行いその承認を受けていたはずであり、申立期間④については、私の元妻が自身の保険料と一緒に免除の申請を行ったとしていることから、当該期間が未納期間とされていることに納得できない。

また、私の元妻は、申立期間②及び③の私の国民年金保険料について、自分の保険料と一緒に追納していたと述べていることから、当該期間が免除期間のままであることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町の被保険者台帳管理簿により、その母親及び妹と連番で払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の昭和37年度各月の検認記録欄に「申免」のゴム印が押されていることが確認できることから、当該期間の保険料はA町において免除承認されていたものと考えられる。

2 申立期間②について、i)申立人は、昭和54年度から56年度までの期間、昭和58年2月、58年度及び59年度の国民年金保険料を追納していること、

ii) 申立人の元妻は、申立期間を含む54年度から59年度までの期間の保険料を全て追納していることがオンライン記録により確認できることから、これらの保険料を納付していたとするその元妻が、申立人の当該期間の保険料のみを追納しなかったものとは考え難い。

3 申立期間③の国民年金保険料は、一度追納が行われたものの、平成5年4月16日に、期限後納付を理由として還付決議が行われていることがオンライン記録により確認できることから、当該保険料は、同年4月になってから追納され、納付期限が経過していたことにより、社会保険事務所(当時)が還付を行ったものと推認できる。

また、申立人の元妻は、オンライン記録に記載されている還付先金融機関口座が申立人のものであるとしていることから、当該還付処理は適切に行われたものと考えられる。

4 申立期間④について、オンライン記録により、申立人の元妻の同期間の国民年金保険料については、昭和63年7月に同月から平成元年3月まで免除申請が行われていることが確認できるものの、申立人の昭和63年度の保険料が免除申請された形跡は見当たらない。

また、申立人の元妻は、昭和61年度及び62年度について、自身の国民年金保険料は免除申請をしたものの、申立人については、申立人の母親が昭和61年*月に死亡し遺産を相続したことから、当該遺産で申立人の保険料を現年度納付したとしており、63年度の保険料についても当時納付する意思はあったが、その後に納付が困難になったと述べている上、その元妻が所持する申立人の保険料の納付額を記録したメモにも、当該年度は「未納」と記載されていることが確認できることから、当該期間の免除申請は行われなかったものとするのが自然である。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

また、昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

夫が病気療養のため、それまで勤めていた会社を退職してA町に引っ越してきたが、無職であったので、同町B支所に申立期間の国民年金保険料の全額免除申請をした。

その後、C社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料が未納であると督促があったので、同支所に確認したところ、担当者から本庁(同町役場)への事務処理ミスで申請手続が完了しておらず申し訳ないと謝罪されたので、同事務所にその旨説明したが、記録訂正はできないと言われた。

私の夫は私と同じく申立期間が免除期間となっていなかったため、第三者委員会に申立てした結果、記録が訂正されており、私も同様に申立期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月にD市からA町に転居後、申立人が同町B支所で夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料免除申請手続を行ったとしているところ、同町の被保険者名簿は破棄済みのため、保険料の免除記録を確認できないが、オンライン記録及び転居前の住所地であるD市の被保険者名簿には、A町への転居日が同年 3 月 28 日と記録されている上、申立人は、それまで免除申請手続を 4 回行っており、同手続の必要性について認識があったものと認められ、申立人が申立期間について同手続を行わなかったものとは考え難い。

また、申立期間直前の昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までについて、国民年金保険料の申請免除が承認されており、申立期間当時、申立人の夫は病気療養中で失業中であったことが推認できることから、申立期間に免除申請手続を行っ

ていれば、免除が承認されたものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料の免除申請を行ったとする同支所において、これを本庁に送付することを失念していたとする申立内容の事実を確認することはできないが、同支所では国民年金事務を扱い、保険料の免除申請を受け付けており、申立人が免除申請を行った当時の状況等に係る申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の夫も国民年金保険料の未納期間とされていたが、当委員会に申立てがあり、申請免除期間として記録の訂正がされていることから、その夫と同一世帯である申立人についても、同様に保険料が免除されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から59年3月まで

私は、昭和51年3月に大学を卒業し、同年4月から仕事を始め、その数年後の52年から54年頃までの間に自分で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、保険料を納付できる資力があったことから、納付書により20歳近くまでの過年度保険料を遡って一括納付したと記憶している。

また、加入手続を行った当初は国民年金保険料を納付書で納付し、その後は口座振替で保険料を納付している。

国民年金に加入した当時、20歳近くまでの国民年金保険料を遡って納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和59年11月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、57年10月から59年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和59年度以降、国民年金保険料の未納が無い上、A市の国民年金被保険者名簿により、60年度から、申立人が国民年金第3号被保険者になる直前の昭和63年4月までの保険料が口座振替により納付されていることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時に国民年金保険料を遡って納付で

きることを知り、保険料を納付する資力があったので、その時点で納付が可能な過年度保険料を納付書で一括納付したことを記憶していると述べているところ、上述の申立人に係る国民年金保険料の納付状況により、ある程度の資力があつたことがうかがえることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和 59 年 11 月の時点で、過年度納付が可能であつた 57 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を保険料納付意識の高かつた申立人が納付したものと考へても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 57 年 9 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる 59 年 11 月の時点で、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から61年3月まで

私は、親の勧めにより昭和55年7月頃A市B区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、親の勧めにより昭和55年7月頃国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたところ、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について具体的な記憶がなく、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和61年4月頃払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち55年7月から58年12月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、申立人は、過年度納付が可能である59年1月から61年3月までの保険料を遡って納付した記憶がないと述べていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が所持するC銀行の預金通帳により、昭和61年5月から国民年金保険料を口座振替で納付していることが確認できるが、それ以前に同保険料を口座振替している記録は無い。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月

私は、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、A村（現在は、B市）に就職しC局に配属された昭和60年4月又は同年5月頃に、同村のD係長から手渡された申立期間の国民年金保険料の納付書により出納室で1万1,000円ぐらいを納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和60年4月又は同年5月頃に、1万1,000円ぐらいを納付書によりA村役場（当時）の出納室で納付したと述べているが、申立期間の保険料額は6,220円であることから、申立人が納付したとする金額とは相違する。

また、申立人は、A村役場で勤務中、同役場のD係長から、「3月分の国民年金の切符だから。」と言われて申立期間の国民年金保険料の納付書を受け取ったと述べているが、当時の同係長は、「申立期間の国民年金保険料の納付書を申立人に渡した記憶は定かでないが、国民年金保険料の納付書を国民年金の切符とは言わないと思う。」と述べている。

さらに、申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶がない上、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、国民年金の未加入期間である申立期間について、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人が保険料を納付することはできなかつたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2203（事案 1915 及び 2117 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 50 年 1 月まで

私は、申立期間について平成 22 年 10 月 6 日及び 23 年 3 月 18 日の 2 回、年金記録に係る確認の申立てを行ったところ、いずれも申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取ったが、今回、当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な状況を改めて整理したところ、会社を退職した昭和 48 年 8 月以降に、厚生年金保険から国民年金への切替えのために、A 社会保険事務所（当時）又は B 社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、送付された納付書によりいずれかの社会保険事務所で国民年金保険料を納付したと思う。

再申立てに当たり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する新たな証拠は無いが、自分が間違いなく保険料を納付していたことは確かなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、会社を退職した昭和 48 年 8 月頃、C 市役所本庁で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の所持する国民年金手帳は、49 年 11 月以降使用されている三制度共通の手帳であり、申立人の国民年金手帳記号番号についても、51 年 9 月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、これらの事実は申立人の主張とは一致しないこと、ii) 申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる 51 年 9 月の時点では、48 年 8 月から 49 年 6 月までの保険料は時効により納付することができず、同年 7 月から 50 年 1 月までの

保険料は過年度納付が可能であるが、申立人に遡及して保険料を納付した記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間について再申立てを行い、i) 勤務先に預けていた年金手帳が見つかったとして提出しているところ、相手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前回提出した国民年金手帳の同記号番号と同一であり、別の手帳記号番号が払い出された事実が確認できないこと、ii) 申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、C市役所本庁ではなく、C市*丁目周辺にあった古い建物のC市の出張所で納付した。」と申立内容を訂正しているところ、同市では昭和47年の区制施行後、当該期間当時に設置されていた出張所は、D、E、F、G及びHの各出張所のみであり、別に連絡所(会館)が開設されていたものの、当該連絡所では国民年金関係事務を行っていなかったとしていることから、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする行政庁舎は見当たらないこと、iii) 申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の姉からも申立人の国民年金保険料の納付状況について聴取を行ったが、保険料の納付をうかがわせる明確な説明は得られないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成23年9月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記の当委員会の通知を受け、申立期間について、「会社を退職した昭和48年8月以降に、厚生年金保険から国民年金への切替えのために、A社会保険事務所又はB社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、送付された納付書によりいずれかの社会保険事務所で国民年金保険料を納付したと思う。」と述べているが、日本年金機構Hブロック本部I事務センターの回答により、i) 申立期間当時、いずれの社会保険事務所でも国民年金の加入手続及び国民年金の現年度保険料を納付することはできなかったこと、ii) 当時、C市在住者の国民年金事務を取り扱っていなかったB社会保険事務所においては、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和51年9月の時点で、申立期間のうち、過年度納付が可能な49年7月から50年1月までの保険料を納付することはできなかったことが確認でき、これらの事実は申立人の主張とは一致しないことから、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、これまで3回の申立てを行っているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立人の申立内容は変遷している上、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2204（事案 1083 及び 1926 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料について、2 度にわたり申立てを行っているが、「保険料を納付した時期及び納付金額等について具体的な記憶がなく、保険料の納付状況等が不明であるため」と理由付けをされてしまい、覚えていないことを理由に認められないと判断されたことに納得できない。

昭和 50 年 8 月に A 市から B 市へ転居した際、B 市の区役所で国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料は金融機関又は同区役所において納付書で納付したと記憶しており、保険料を納付できる資力があつた証拠として、当時勤務していたことを示す写真を添付するので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和 60 年 8 月から 61 年 6 月までの期間と併せて申立てが行われたものであり、60 年 8 月から 61 年 6 月までについては、国民年金保険料の納付があつたものと認められるとしたものの、申立期間については、i) 申立人には、集金人に保険料を納付した時期及び納付金額等についての具体的な記憶がなく、保険料の納付状況が不明である、ii) B 市では、国民年金推進員（集金人）による戸別収納は 47 年 3 月に終了しており、50 年 4 月から国民年金の収納方法について自主納付方式又は口座振替制が採用されていることから、集金人に納付したとする申立人の主張は不合理であること、iii) 申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと等から、保険料の納付があつたとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 23 日付けで、昭和 60 年 8 月から 61 年 6 月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする通知が行われてい

る。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間について、申立人が働いていたことを証言してくれる元同僚を聴取してほしいと再申立てを行ったが、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことについては元同僚からの証言を得ることができないと述べていることから、これらのことは新たな事情とは認められず、その他当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月11日付けで当該期間の年金記録の訂正は不要とする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和50年8月にA市からB市へ転居した際、B市の区役所において国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料は金融機関又は同区役所において納付書で納付していたと主張し、新たな情報として、申立期間当時は、保険料を納付できる資力があつた証拠とする当時勤務していたことを示す写真を添付しているが、これらのことは、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から11年9月まで

申立期間はA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間における標準報酬月額は、実際に支給を受けていた給与支給額より低額な記録となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成5年4月から7年11月までの期間及び8年1月から11年9月までの期間について、申立人が保管する給与支給明細書により、申立人が当該期間においてA社から支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年12月については、給与支給明細書が無く、厚生年金保険料控除について確認できないものの、申立人の供述及び給与支給明細書の提出があった当該月の前後の期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該月においても同様であったと判断で

きる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。